



平成18年4月1日から 「障害者自立支援法」が施行されます

障がいのある方がその有する能力と適性に応じ、地域で自立した社会生活を送ることができるよう総合的に支援するため、障害者自立支援法が平成18年4月から施行されます。

これにより障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず共通のサービスを受けられるようになり、制度間の格差が解消されます。

■サービスの種類や内容が変わります。

障がいのある方の地域生活と就労をすすめ、自立を支援する観点から、障害の種類に関わらない共通の制度として、新たな福祉サービスが提供されることとなります。

自立支援給付	障害福祉サービス	<p>介護給付</p> <p>障害程度が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護（ホームヘルプ） ● 重度訪問介護 ● 行動援護 ● 療養介護 ● 生活介護 ● 児童デイサービス ● 短期入所（ショートステイ） ● 重度障害者等包括支援 ● 共同生活介護（ケアホーム） ● 施設入所支援 			
		<p>訓練等給付</p> <p>身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ● 就労移行支援 ● 就労継続支援（雇成型・非雇成型） ● 共同生活援助（グループホーム） 			
		<p>自立支援医療</p> <p>障害の種類や年齢により決められていた医療費の仕組みが一本化されます。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 更生医療（身体障害者福祉法） ● 育成医療（児童福祉法） ● 精神通院医療 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【見直し後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給認定の手続、利用者負担の仕組みを共通化 ● 指定医療機関制度を導入 ● 医療の内容や支給認定の実施主体については、 現行どおり（更生は市、育成・精神は県。） </td> </tr> </table>		<p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 更生医療（身体障害者福祉法） ● 育成医療（児童福祉法） ● 精神通院医療 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) 	<p>【見直し後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給認定の手続、利用者負担の仕組みを共通化 ● 指定医療機関制度を導入 ● 医療の内容や支給認定の実施主体については、 現行どおり（更生は市、育成・精神は県。）
		<p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 更生医療（身体障害者福祉法） ● 育成医療（児童福祉法） ● 精神通院医療 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) 		<p>【見直し後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給認定の手続、利用者負担の仕組みを共通化 ● 指定医療機関制度を導入 ● 医療の内容や支給認定の実施主体については、 現行どおり（更生は市、育成・精神は県。） 	
<p>補装具</p> <p>補装具の購入や修理にかかる費用も自立支援給付の対象となります。</p> <p>これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である補装具費(購入費・修理費)と地域生活支援事業による日常生活用具給付(貸与)に再編されます。</p>					
自立支援給付	地域生活支援事業	<p>障がいのある方を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業（障害者相談支援センター(仮称)の設置） ● 移動支援 ● コミュニケーション支援（手話通訳等） ● 日常生活用具の給付 ● 地域活動支援センター など 			

■サービスの支給決定の仕組みが変わります。

面接調査や審査会による障害程度区分の判定結果と、介護者の状況や本人の意向などの支援の必要度合いに応じて、利用できる福祉サービスが決定されます。

■サービス利用にあたっての負担の仕組みが変わります。

制度をみんなで支えあうという観点から、利用者負担はサービスの利用に応じた1割の定率負担となります。定率負担には、所得に応じた月額負担限度額が設定されます。

また、施設などを利用した場合は、食費や光熱水費などについても利用者の実費負担となります。

なお、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に対する負担軽減措置があります。

【月ごとの利用者負担の限度額】

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円



— 新しい制度は段階的に実施します。 —

平成18年4月

- 新しい利用者負担額制度(原則1割負担)に変わります。
- 居宅サービス(ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ・グループホーム)における介護給付・訓練等給付がはじまります。
- 自立支援医療制度(旧更生医療・旧育成医療・旧精神通院医療)がはじまります。



平成18年10月

- 施設における介護給付・訓練等給付がはじまります。(ただし、施設が新体系へ移行するまでの期間は従来のサービスを利用)
- 新しい障害程度区分によるサービスの支給がはじまります。
- 補装具の制度が原則1割の利用者負担に変わります。
- 地域生活支援事業がはじまります。

※支援費などのサービスを利用している方は・・・

現在、支援費制度などの福祉サービスをご利用の方はあらかじめ申請が必要となりますが、手続きが必要な方については、すでに連絡をさせていただいています。詳しくは、お住まいの地域の各支所健康福祉課にご相談ください。

【問い合わせ】

本庁福祉政策課 ☎ 22-9657

上野支所健康福祉課 ☎ 22-9656 伊賀支所いがまち保健福祉センター ☎ 45-1016 島ヶ原支所健康福祉課 ☎ 59-2163

阿山支所健康福祉課 ☎ 43-9711 大山田支所健康福祉課 ☎ 47-1151 青山支所健康福祉課 ☎ 52-3228